

福岡市公報

令和6年4月4日 第7042号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

○市道の区域の変更 (第99号)	1
○市道の区域の変更 (第100号)	2
○市道の区域の変更 (第101号)	2
○市道の区域の変更 (第102号)	3
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (第103号)	3
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (第104号)	4
○指定管理者の代表者の変更 (第105号)	4

公 告

○一般競争入札の実施 (第96号)	5
○特定計量器定期検査の実施 (第97号)	7
早 良 区	
○自動車臨時運行許可番号標の失効 (告示第3号)	8

告 示

福岡市告示第99号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局管理部路政課)においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

東4845	名子4845号線	東区名子二丁目826番5地先から 同 270番1地先まで	旧	9.40～12.00	151.90
			新	9.80～26.50	151.90

福岡市告示第100号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。
その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東1568	八田1568号線	東区八田二丁目66番61地先から 同 51番4地先まで	旧	4.45～6.10	28.01
			新	4.16～5.61	28.01

福岡市告示第101号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。
その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
博多1433	西春町1433号線	博多区西春町二丁目17番北地先から 同 南地先まで	旧	6.14	11.40
			新	8.96	11.40
博多1493	銀天町1493号線	博多区銀天町三丁目10番地先から 同 23番地先まで	旧	5.80～6.40	213.60
			新	6.06～7.21	213.60

博多1686	三筑1686号線	博多区三筑二丁目7番5地先から 同 7番26地先まで	旧	6.60～8.00	89.30
			新	8.00～9.10	89.30
博多1687	南八幡町1687号線	博多区南八幡町二丁目46番2地先から 同 11番1地先まで	旧	3.80～7.30	235.20
			新	7.00～8.00	235.20
博多1701	南八幡町1701号線	博多区南八幡町二丁目10番3地先から 同 10番4地先まで	旧	4.00～4.10	48.50
			新	7.04～7.75	48.50

福岡市告示第102号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。
その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中央8064	博多駅鳥飼線	中央区小笹三丁目1011番2地先から 同 小笹四丁目374番地先まで	旧	16.90～24.95	53.49
			新	16.90～19.35	53.49

福岡市告示第103号

土壌汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定を解除する区域
福岡市早良区荒江二丁目347番の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種

類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

福岡市告示第104号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定を解除する区域

福岡市東区箱崎四丁目4105番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

福岡市告示第105号

公の施設の指定管理者から平成28年福岡市告示第143号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市総合体育館条例第16条後段の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市総合体育館	福岡照葉アリーナ株式会社	代表取締役 篠原 修	平成30年 10月31日
変更後			代表取締役 野瀬 宏之	

公 告

福岡市公告第96号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
港湾土木	海づり公園潜堤外設置工事	
	西浦漁港防波堤改良工事	
	令和6年度箱崎ふ頭地区(−12m)岸壁防舷材取替工事	
	令和6年度箱崎ふ頭地区(−12m)岸壁防舷材取替工事(その2)	
	令和6年度能古(白鳥崎)地区護岸築造工事	
建築C	和白東小学校プール改修工事	
	四箇田小学校プール改修工事	
	早良区役所非常用電源設備更新建築工事	
交通安全施設	清流公園自転車駐車場整備工事	
法面	二見ヶ浦エリアにおける立ち寄りスポット法面改良(No.4+15~No.6)工事	
	二見ヶ浦エリアにおける立ち寄りスポット法面改良(No.3+10~No.4+15)工事	
	二見ヶ浦エリアにおける立ち寄りスポット法面改良(No.2~No.3+10)工事	
フェンス	西浦漁港防風板設置工事	
電気A	東平尾公園ベスト電器スタジアム第一受変電設備改修工事	
	博多区役所駐車場新築その他電気工事	

電気B	汐井公園受変電設備その他更新工事	
	令和6年度箱崎ふ頭地区(箱B-23)外道路照明灯改良工事	
	令和6年度市営福浜住宅外11住宅LED照明改修工事	
	山王公園受変電設備更新工事	
	若久特別支援学校空調設備更新電気工事	
管B	草ヶ江小学校校舎空調設備更新工事(北棟)	
	草ヶ江小学校校舎空調設備更新工事(南棟・西棟)	
	生の松原特別支援学校空調設備更新工事(北棟)	
	壱岐丘中学校給水施設改良工事	
	若久特別支援学校空調設備更新工事(北棟)	
	若久特別支援学校空調設備更新工事(南棟)	
	横手小学校空調設備更新工事	
	生の松原特別支援学校空調設備更新工事(南棟)	
	屋形原特別支援学校換気設備更新工事	
	警固小学校空調設備更新工事	
	宮竹中学校空調設備更新工事	
	城南市民センターホール改修空調設備工事	
	博多区役所駐車場新築その他衛生設備工事	
	原小学校空調設備更新工事	
電気通信	城南市民センターホール改修舞台音響設備工事	
	植物園駐車場管制設備等整備工事	
造園A	令和6年度アイランドシティはばたき公園整備工事(その1)	
造園B	赤坂緑地外1件整備工事	
金属製建具	内野小学校講堂兼体育館建具改修工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和6年4月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第97号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年4月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 集合定期検査

(1) 集合定期検査を行う区域

博多区

(2) 対象となる特定計量器

計量法第19条第1項に規定する特定計量器。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。

(3) 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
5月15日	午前10時30分から午後3時まで	千代小学校
5月16日		千代小学校
5月20日		東住吉小学校
5月21日		東住吉小学校
5月23日		吉塚小学校
5月24日		吉塚小学校
5月27日		計量検査所（月隈収蔵庫）
5月28日		埋蔵文化財センター
5月30日		博多市民プール
5月31日		博多市民プール
6月3日		計量検査所（月隈収蔵庫）

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検査期日	検査時間	検査場所
令和6年5月15日から令和7年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く。	午前10時から 午後4時まで	福岡市計量検査所

2 所在場所定期検査

- (1) 所在場所定期検査を行う区域

博多区、中央区及び南区

- (2) 対象となる特定計量器

特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器

- (3) 実施の期日

令和6年5月15日から令和7年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和6年12月29日から令和7年1月3日までの日を除く。

- (4) 実施の場所

対象となる特定計量器の所在の場所

3 集合定期検査及び所在場所定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 福岡県計量協会

早 良 区

福岡市早良区告示第3号

自動車の臨時運行許可番号標が失効したので、次のように告示する。

令和6年4月4日

福岡市早良区長 満 生 美 保

自動車の臨時運行許可番号標番号	失効年月日
福岡50-02 福岡	令和6年2月21日
福岡56-09 福岡	
福岡56-20 福岡	